

# 江北町分別収集計画 (第6期計画)

佐賀県杵島郡江北町

# 江北町分別収集計画

平成 22 年 7 月 9 日

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町の廃棄物処理は、可燃物の焼却並びに不燃物の最終処分を当初 2 市 10 町から合併で 3 市 4 町の杵藤地区広域市町村圏組合によって行ってきたところである。

現在、4 市 5 町で佐賀県西部広域環境組合が設置され、供用開始平成 27 年度を目標に進めている

しかし、ごみ排出量の増大により埋立処分への負担が増加し、将来的な最終処分場の確保に不安を残すところとなってきたため、埋立処分を主としたごみ処理からごみリサイクルを主としたごみ処理への転機を進めているところです。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみ排出抑制、リサイクルを主とした循環型社会づくり
- ・廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全
- ・町民・事業者と町が一体となった排出抑制・資源化の促進
- ・品目の特性に応じた効率的な資源回収仕組みの促進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は平成 23 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色トレイを対象とする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	535 t	533 t	530 t	528 t	525 t

#### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

方策名	事業内容
① 3R推進のための地域協定、自主協定	町民・事業者主体の自立的な任意組織と町が、地域協定や自主協定を締結し、レジ袋の削減や簡易包装の推進、店頭回収や集団回収などに協同で取り組む。協定店では、店舗内に表示する、レジ台等にステッカーを貼り、町民への周知を図る。
② マイバッグ持参運動	買い物の中には買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋をもらわないようにする。
③ 環境にやさしい店登録制度	エコマーク商品等の環境に配慮した商品の積極的な販売や、ごみの減量、リサイクル等に率先して取り組む小売店等を「環境にやさしい店」として登録し、紹介する。
④ 資源回収奨励金制度	町民団体等の再生資源回収活動が安定的に行われ、ごみの減量化やリサイクルが効果的に進められるように、金銭的な支援を行う。
⑤ 町民によるごみ減量リサイクル活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体・各区への支援</li> <li>・大拠点（自由持ち込み）の整備</li> </ul>
⑥ 品目の特性に応じたわかりやすい資源物回収の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各品目の特性に応じた回収方式（拠点・分別・地区路線回収等）</li> <li>・「ごみ・資源物の分け方と出し方」パンフレット配布</li> </ul>
⑦ 廃棄物減量化等推進員制度	町民、事業者、町とのパイプ役、廃棄物の減量化、資源化、ごみの分別排出の指導及び快適な生活環境を保全するための地域社会のリーダーとしての役割を担う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、分別収集するために必要な収集機材や作業員などの確保、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	カン類
主として ガラス製の 容器	ビン類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル専用
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	プラスチック類・ビニール類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

	平成 23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	11t									
主としてアルミ製の容器	14t									
無色のガラス製容器	(合計) 12t									
	(引渡量) 12t	(独自処理量) 0t								
茶色のガラス製容器	(合計) 24t									
	(引渡量) 24t	(独自処理量) 0t								
その他のガラス製容器	(合計) 7t									
	(引渡量) 7t	(独自処理量) 0t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2t									
主として段ボール製の容器	30t		30t		30t		29t		29t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 3t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 11t									
	(引渡量) 9t	(独自処理量) 2t								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 25t		(合計) 25t		(合計) 25t		(合計) 25t		(合計) 24t	
	(引渡量) 23t	(独自処理量) 2t	(引渡量) 23t	(独自処理量) 2t	(引渡量) 23t	(独自処理量) 2t	(引渡量) 23t	(独自処理量) 2t	(引渡量) 22t	(独自処理量) 2t
(うち白色トレイ)	(合計) 2t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 2t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= 21 \text{ 年度容器包装廃棄物再資源化実績} \times \text{人口変動率} \times \text{分別協力度}$$

また、人口変動率は、過去3年間の増減を勘案し、年間約44人の人口減とし次のとおり設定した。

(詳細については、別紙1・2のとおり)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
9,594人	9,550人	9,506人	9,462人	9,418人
-44人	-44人	-44人	-44人	-44人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	カン類	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業者による定期収集（各集積所）</li> <li>団体による集団回収</li> <li>町設置の施設（大拠点）へ個人自由持ち込み（職員による運搬）</li> <li>地区別拠点回収</li> </ul>	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン類		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック		
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル専用		
	(白色発泡スロール製食品トレイ)	白色トレイ		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類・ビニール類	委託業者による地区別拠点回収	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当面は、全種類（缶・ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、白色トレイ、プラスチック製容器包装、飲料用紙パック、段ボール）については民間業者にて、選別、圧縮・保管を行う。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	カン類			民間業者
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ビン類	指定袋	2 t 深ボディ車 4 t 深ボディ車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紙紐で縛る	2 t 深ボディ車 4 t 深ボディ車 4tアームローム	
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル専用	指定袋	2 t 深ボディ車 4 t 深ボディ車	
その他のプラスチック製容器包装	白色トレイ	網袋	2 t 深ボディ車 4 t 深ボディ車	
	プラスチック類・ビニール類	指定袋	2 t パッカー車 4 t パッカー車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町民や事業者、行政の三者の役割を明確にしながら、江北町に循環型社会の実現をめざしていく。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録する。

## 容器包装廃棄物排出量の見込み

(別紙1)

			21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		比率	実績	6期計画	6期計画	6期計画	6期計画	6期計画
	人口		9,638	9,594	9,550	9,506	9,462	9,418
	ごみ排出量全体		2,378	2,367	2,356	2,346	2,335	2,324
金属	スチール	0.7	16.6	16.6	16.5	16.4	16.3	16.3
	アルミ	0.7	16.6	16.6	16.5	16.4	16.3	16.3
ガラス	無色ビン	2.0	47.6	47.3	47.1	46.9	46.7	46.5
	茶色ビン	1.5	35.7	35.5	35.3	35.2	35.0	34.9
	その他ビン	0.5	11.9	11.8	11.8	11.7	11.7	11.6
紙類	ダンボール	2.8	66.6	66.3	66.0	65.7	65.4	65.1
	飲料用紙製容器	0.7	16.6	16.6	16.5	16.4	16.3	16.3
	その他紙製容器	4.5	107.0	106.5	106.0	105.5	105.1	104.6
プラスチック	PETボトル	1.4	33.3	33.1	33.0	32.8	32.7	32.5
	白色トレイ	0.2	4.8	4.7	4.7	4.7	4.7	4.6
	その他プラ容器	7.6	180.7	179.9	179.1	178.3	177.4	176.6
	計	22.6	537	535	533	530	528	525

### 行政区域内人口の推計

行政区域内人口の推計は、各年度末(3月31日)の過去3箇年の人口を用いた。

年度	H19	H20	H21	平均	変動率
人口	9,728	9,673	9,638	9,680	-0.46

算出方法	H22	H23	H24	H25	H26	H27
平均×変動率	9,638	9,594	9,550	9,506	9,462	9,418

### ごみの排出量の推計

収集可燃物及び不燃ごみは、平成21年度実績で行った。

#### 可燃物

収集可燃ごみ原単位実績(単位:g)

年度実績	H21
収集可燃ごみ(G/人/日)	629.07

#### H21実績

クリーンセンター	2,001
資源物	212
計(G)	2,213

### 収集可燃ごみ原単価推計結果

21年度実績	H22	H23	H24	H25	H26	H27
原単価実績(629.1)	629.1	629.1	629.1	629.1	629.1	629.1
1日量=原単価×計画収集人口/1,000,000	6.06	6.04	6.01	5.98	5.95	5.92
年間量=1日量×365	2,213	2,203	2,193	2,183	2,173	2,163

#### 不燃物

収集不燃ごみ原単位実績(単位:g)

年度実績	H21
収集不燃ごみ(G/人/日)	46.9

#### H21実績

クリーンセンター	95
資源物	70
計(G)	165

### 収集不燃ごみ原単価推計結果

21年度実績	H22	H23	H24	H25	H26	H27
原単価実績(46.9)	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9
1日量=原単価×計画収集人口/1,000,000	0.45	0.45	0.45	0.45	0.44	0.44
年間量=1日量×365	165	164	163	163	162	161

分別基準適合物の量の見込み

(別紙 2)

項目		単位	H21実績	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	算出方法		
収集人口			9,638	9,594	9,550	9,506	9,462	9,418			
ごみ排出量			2,378	2,367	2,356	2,346	2,335	2,324			
ごみ 内 訳	可燃ごみ排出量		t	2,213	2,203	2,193	2,183	2,173	2,163		
	紙類	段ボール	排出量	t	67	66	66	66	65	65	ごみ排出量×2.8%
			資源化	t	30	30	30	30	29	29	
			協力度	%	46	46	46	46	45	45	資源化/排出量×100
	飲料用容器包装	排出量	t	17	17	16	16	16	16	ごみ排出量×0.7%	
		資源化	t	2	2	2	2	2	2		
		協力度	%	13	13	13	13	13	13	資源化/排出量×100	
	その他紙製容器包装	排出量	t	107	107	106	106	105	105	ごみ排出量×4.5%	
		資源化	t	3	3	3	3	3	3		
		協力度	%	3	3	3	3	3	3	資源化/排出量×100	
	プラ	ペットボトル	排出量	t	33	33	33	33	33	33	ごみ排出量×1.4%
			資源化	t	11	11	11	11	11	11	
			協力度	%	33	33	27	27	27	34	資源化/排出量×100
		白色トレイ	排出量	t	5	5	5	5	5	5	ごみ排出量×0.2%
			資源化	t	2	2	2	2	2	2	
			協力度	%	47	47	47	47	47	47	資源化/排出量×100
		その他プラ製容器包装	排出量	t	181	180	179	178	177	177	ごみ排出量×7.6%
			資源化	t	23	23	23	23	23	22	
			協力度	%	13	13	13	13	13	12	資源化/排出量×100
	可燃ごみ排出量計		t	409	407	405	403	402	400		
	可燃ごみ資源化計		t	71	71	71	71	70	69		
	その他可燃物		t	2,142	2,132	2,122	2,111	2,102	2,093		
	不燃ごみ排出量		t	165	164	163	163	162	161		
	金属	スチール	排出量	t	17	17	16	16	16	16	ごみ排出量×0.7%
			資源化	t	11	11	11	11	11	11	
			協力度	%	66	66	66	66	66	66	資源化/排出量×100
		アルミ	排出量	t	17	17	16	16	16	16	ごみ排出量×0.7%
資源化			t	14	14	14	14	14	14		
協力度			%	84	84	84	84	84	84	資源化/排出量×100	
ガラス	無色びん	排出量	t	48	47	47	47	47	46	ごみ排出量×2.0%	
		資源化	t	12	12	12	12	12	12		
		協力度	%	25	25	25	26	25	25	資源化/排出量×100	
	茶色びん	排出量	t	36	36	35	35	35	35	ごみ排出量×1.5%	
		資源化	t	24	24	24	24	24	23		
		協力度	%	67	67	67	67	67	65	資源化/排出量×100	
	その他びん	排出量	t	12	12	12	12	12	12	ごみ排出量×0.5%	
		資源化	t	7	7	7	7	7	7		
		協力度	%	59	59	59	59	59	59	資源化/排出量×100	
不燃ごみ排出量計		t	128	128	127	127	126	125			
不燃ごみ資源化計		t	68	68	68	68	68	67			
その他不燃物		t	97	96	95	95	94	94			
排出量合計		t	537	535	533	530	528	525			
資源化合計		t	139	139	139	139	138	136			

1. 表中の「ごみ排出量」とは、粗大ごみを除く(可燃ごみ+不燃ごみ)
2. 分別協力度:本町の実績を考慮して分別協力度を設定した。
3. ごみ排出量(D2)に占める容器包装廃棄物比率(21年度参考及び実績)